

令和8年度 廃棄物処理施設安全対策事業（リチウムイオン電池混入
防止選別装置導入実証業務）仕様書

1 業務委託名

令和8年度 廃棄物処理施設安全対策事業 リチウムイオン電池混入防止選別装置導入実証業務

2 業務履行場所

さしま環境管理事務組合（以下「組合」という。）さしまクリーンセンター寺久（住所：茨城県坂東市寺久 1353-1。以下「センター」という。）の建屋内プラットホーム（以下「プラットホーム」という。）

注）プラットホームについては、別添図面1の通り。

3 業務の概要

境町が本公募により選定した事業者であって、本業務を受託する事業者（以下「事業者」という。）が、可燃ごみ等に混入するリチウムイオン電池及び電池内蔵機器を検出及び選別し、焼却炉への混入を防止することで、発火事故及び設備損傷の未然防止を図るための選別装置を設置し、実証試験を行う。

本業務により、全国で発生し社会問題化しているリチウムイオン電池の発火事故・装置破損防止と併せて、リチウムイオン電池を含む機器の回収精度向上を通じ、地域の資源循環、特に都市鉱山資源（リチウム、レアアース、金・銀・白金族ほか金属）の回収量の向上にも資するものである。

4 業務委託の内容

- (1) 事業者は、以下の条件を満たす非破壊型の選別装置一式(以下「本装置」という。)を設置すること。
- ア 廃棄物中のリチウムイオン電池及び電池内蔵機器（いずれも 20cm³ 以上のものに限る。以下「電池等」という。）を非破壊で検出可能であること。
 - イ 1日当たりで、センターで処理される可燃性廃棄物のうち 10 トンを検査、選別できる能力を有すること。
 - ウ 選別した電池等及び選別した後の可燃性廃棄物を適正に処分又は回収できる装置又は機具を備えていること。
 - エ 大規模なセンター建屋の改修を伴わずに、センター建屋内のプラットホームに設置可能であること。
 - オ 本装置以外に新たな装置を実装することがなく、日常運用が簡易であること。
 - カ 一般的な商用電源（電圧 200ボルト）で稼働可能であること。
 - キ 人身事故、火災等の事故が発生しないよう、安全性が確保されていること。
 - ク 保守点検時の作業が安全かつ簡易であること。
 - ケ 電離放射線による障害を防止するための電離放射線障害防止規則第三条第一項の規定による管理区域の設定を必要としない方式が望ましいこと。
 - コ 専門資格者の常時配置を必要としない方式が望ましいこと。

- (2) 事業者は、上記により据え付けた本装置を、以下の条件により運転し、実証試験を行うこと。
- ア 平日の午前9時から午後3時の間、装置を稼働すること。
 - イ 1日当たり10tの可燃性廃棄物を検査し、選別すること。
 - ウ 可燃性廃棄物から漏出する廃液を適切に処理し、悪臭その他の生活環境保全上の支障の発生を防ぐこと。
 - エ 運転に当たって適用される法令を遵守するための所要の措置を行うこと。特に、選別した電池等及び選別した後の可燃性廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他法令に基づき、適正に処分及び回収が行えるよう、所要の措置をとること。
 - オ 作業時間、分別した電池等の状況その他所要の事項について記録するため、日報を作成すること。
 - カ 上記アからエまでに掲げる業務を遂行する要員を勤務させ、指示命令を行うこと。
- (3) 事業者は、5に定める履行期間の終日までに、本装置を撤去し、プラットフォームを原状回復すること。

5 業務の履行期間

業務委託契約締結の翌日から起算して6ヶ月とする。

6 報告徴収

境町は、事業者に対し、業務が適正に行われていない疑いがあるときは、必要な報告を求めることができること。

7 費用負担

- (1) 4に掲げる業務を遂行するのに要する経費は、全て事業者が負担するものとする。
- (2) 本業務によって損害が発生した場合には、境町、組合その他第三者に対して損害賠償を行なうこと。

8 成果品

5に掲げる履行期間の翌日から起算して1ヶ月以内に、以下のものを境町危機管理部防災安全課 環境対策室に提出すること。

(1) 実績報告書

実装した本装置の仕様、本装置の運転状況、検査・分別の結果、発生経費内訳等を記載したもの。印刷図書10部、DVD2枚

(2) その他参考資料

必要に応じて参考情報を記載したもの。印刷図書10部、DVD2枚